

フライングディスク競技者規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下「当協会」という。）定款細則に定める公式種目の競技者に関し必要な事項について定める。

第2条（定義）

本規程における競技者とは、当協会が主催する各公式種目の競技会並びに代表選手団の活動に参加する者をいう。

第3条（責務）

- 1 競技者は、フェアプレイと非暴力の精神を守り、それにしたがって行動する。
- 2 競技者は、当協会が日本アンチ・ドーピング機構との取り決めによって遂行するドーピングコントロールをいつでも受けることを同意する。

第4条（日本代表）

- 1 競技者は、当協会が編成する日本代表選手団（以下、「代表選手団」という。）の候補選手及び選手に選抜された場合は、正当な理由のない限りこれへの参加を拒否することができないものとする。
- 2 代表選手団への参加を辞退しようとするときは、競技者は辞退を正当とする資料を付して当協会に参加辞退届を提出してその許可を得なければならない。
- 3 代表選手団の活動への参加は原則として無償とする。
- 4 代表選手団の活動に関する競技者は、その活動中、当協会が指定するユニフォーム、用具等を使用しなければならない。

第5条（肖像権）

当協会が主催する競技会の開催期間中並びに代表選手団の活動期間中における競技者の肖像権は、原則として当協会に帰属するものとする。

第6条（仲裁）

競技者が当協会の決定に対して不服申し立てをした場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

第7条（補則）

- 1 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項については、理事会が別に定める。
- 2 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則（２０２２年４月１９日）

本規程は、２０２２年５月８日より施行する。